

令和7年度函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業試用事業者募集要領

1 事業の目的

業務用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の導入を検討している事業者が、実際に処理機を試用し、有効性を体験してもらうことで処理機の普及に繋げる。

2 試用事業者の要件

- ・ 函館市内に事業所等を有し、試用場所が市内であること。
- ・ 生鮮食品等の小売、飲食サービス、ホテル、給食を提供する等の事業者であること。
- ・ 一般廃棄物の生ごみ排出量が、1日当たり概ね15kg以上であること。
- ・ 処理機の設置予定場所周辺に使用可能な配線用差込接続器や給排水設備があること。
- ・ 試用期間中の処理機の試用に際し発生する光熱水費を、自らが負担できること。
- ・ 協働事業者からの処理機の取り扱い説明の内容を遵守し、適正に管理・使用できること。

3 試用対象の処理機

別紙「処理機貸出リスト」から選択することとする。

※リストは協働事業者からの申し出状況に応じて随時変更する。

4 募集期間

令和7年5月1日～令和7年12月26日（先着5件まで）

5 試用期間

1事業所に付き1回までとし、4週間～8週間程度とする。（設置・撤去に係る期間を除く。）

6 試用時期

令和8年3月31日までの期間において協議・調整のうえ決定する。

7 応募方法

函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業試用事業者申込書（別記様式第1号）を、郵送、Eメールまたは持参により提出するものとする。

8 決定の通知

市は、申込書により試用することを決定したときは、函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業試用事業者決定通知書（別記様式第2号）により通知する。

9 試用期間終了後

函館市長へ試用状況報告書（別記様式第3号）に試用状況が確認できる書類を添えて提出するものとする。

また、市から当該事業に係るアンケート調査があった場合、協力するものとする。

10 注意事項

- ・ 試験利用が困難となった場合、速やかに函館市長へ報告し、指示を受けることとする。
- ・ 試用期間中に、函館市が試用状況を現地確認する場合がある。
- ・ 試用期間中に、試用事業者側の不適切な使用により、処理機に故障、破損等が生じた場合の補償は、試用事業者が責任を負う場合がある。

【応募先・問合せ先】

〒040-0034 函館市大森町 21 番 12 号シャトー大森 1 階

函館市環境部環境推進課

TEL 0138-85-8236

E-mail kankyoh-suishin@city.hakodate.hokkaido.jp